消防消第 70 号 令和2年3月11日

各都道府県消防防災主管部局長 東京消防庁・各指定都市消防長

消防庁消防・救急課長

消防職員採用における新型コロナウイルス感染症への対応について

地方公共団体の職員採用における新型コロナウイルス感染症への対応について、令和2年3月10日付け総行公第47号にて、別添のとおり、通知されておりますのでお知らせします。

新型コロナウイルス感染症の発生を踏まえ、消防職員採用においても、感染拡大防止について最大限の取組を行いつつ、受験者が感染した場合又は感染が疑われる場合等における受験者の就職機会の確保を図る観点から、各消防本部の実情に応じ、下記について、配慮をいただくようお願いします。

特に、今後近いうちに採用試験を行う場合においては、早急な対応が必要なことから、速 やかに検討をお願いします。

各都道府県におかれましては、貴都道府県内の消防本部に対してこの旨周知いただきま すようお願いいたします。

なお、本通知は、消防組織法(昭和 22 年法律第 226 号)第 37 条の規定に基づく助言として発出するものであることを申し添えます。

記

1 試験日程の配慮

新型コロナウイルス感染症の発生状況を踏まえた試験日程の検討(再検討を含む。)、受験者が感染者や濃厚接触者となった場合等の受験困難者に対する再試験の検討等柔軟な試験日程の配慮

2 受験会場の衛生管理体制の構築

試験場の清掃やアルコール消毒、こまめな換気の実施、アルコール消毒液の設置、咳エチケットや手洗いの励行の呼びかけ、受験当日の発熱者等の別室の確保等、可能な限りの衛生管理体制の構築

3 受験者等に対する情報提供等

受験者やその家族等に対する新型コロナウイルス感染症への対応に関する情報提供の 実施、相談体制の整備

連絡先

消防庁消防・救急課 阿部、田村、佐井

電 話:03-5253-7522

E-mail: shokuin@soumu.go.jp

総 行 公 第 4 7 号 令和 2 年 3 月 1 0 日

各 都 道 府 県 総 務 部 長 (人事担当課、市町村担当課、区政課扱い) 各 指 定 都 市 総 務 局 長 (人事担当課扱い) 各 人 事 委 員 会 事 務 局 長

総務省自治行政局公務員部 公務員課長 (公和4番)

地方公共団体の職員採用における新型コロナウイルス感染症への対応について

新型コロナウイルス感染症の発生を踏まえ、地方公共団体の職員採用においては、 感染拡大防止について最大限の取組を行いつつ、受験者が感染した場合又は感染が疑 われる場合等における受験者の就職機会の確保を図る観点から、各地方公共団体の実 情に応じ、下記について、配慮をいただくようお願いします。

特に、令和2年度の早い時期に行われる採用(現在実施予定の氷河期世代支援のための採用や会計年度任用職員の採用等)で今後採用試験を行う場合においては、早急な対応が必要なことから、速やかに検討をお願いします。

各都道府県におかれましては、貴都道府県内の市区町村等に対してこの旨周知いた だきますようお願いいたします。

なお、地域の元気創造プラットフォームにおける調査・照会システムを通じて、各 市区町村に対しても、本通知についての情報提供を行っていることを申し添えます。

本通知は、地方公務員法第59条(技術的助言)及び地方自治法第245条の4(技術的助言)に基づくものです。

記

1 試験日程の配慮

新型コロナウイルス感染症の発生状況を踏まえた試験日程の検討(再検討を含む。)、受験者が感染者や濃厚接触者となった場合等の受験困難者に対する再試験の検討等柔軟な試験日程の配慮

2 受験会場の衛生管理体制の構築

試験場の清掃やアルコール消毒、こまめな換気の実施、アルコール消毒液の設置、 咳エチケットや手洗いの励行の呼びかけ、受験当日の発熱者等の別室の確保等、可 能な限りの衛生管理体制の構築

3 受験者等に対する情報提供等

受験者やその家族等に対する新型コロナウイルス感染症への対応に関する情報提供の実施、相談体制の整備

連絡先 総務省自治行政局公務員部 公務員課公務員第四係

電 話 03-5253-5544 (直通)